

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、個人住民税賦課徴収事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

平成31年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課徴収事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 審査システム(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX) コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条 第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>

②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 ○情報提供の根拠 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、 102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ○情報照会の根拠 別表第二における情報照会の根拠別表第二における情報提供の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課市民税係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部税務課市民税係 0289-63-2112

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年7月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署、担当職員、問い合わせ項目、1 対象人数、いつ時点の計数か 2 問い合わせ項目、2 対象人数、いつ時点の計数か	税務課長 藤野元史	税務課長 小林 和弘	事後	時点修正
平成26年7月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイル(名称)及び3番目、3システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援システム 統合税金システム 中間サーバーソフトウェア 審査システム(eLTAX) 国民税連携システム(eLTAX)	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援システム 統合税金システム 中間サーバーソフトウェア 審査システム(eLTAX) 国民税連携システム(eLTAX) コンビニ受付システム	事後	時点修正
平成26年7月1日	1 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	個人住民税課税情報ファイル	住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国民税連携情報ファイル 税金情報ファイル	事後	時点修正
平成26年7月1日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条 第1項 別表第一の16の項 第9条 第3項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	事後	時点修正
平成26年7月1日	1 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 46, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 92, 97, 99, 102, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119第1項以下(内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3※別表第二の第29, 71, 115項に係る主務者	○情報開示の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第27項以下(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1主務者で定める事項及び情報伝送命令令(平成26年内閣府・総務省令第7号、以下「内閣府・総務省令」という。第20条) ○情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 46, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 92, 97, 99, 102, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119第1項以下(内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3※別表第二の第29, 71, 115項に係る主務者	事後	時点修正
平成26年7月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイル(名称)及び3番目、3システムの概要	地方税法等の規定に則り、住民税の非課税、異動、開合や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 課税開票の照会 2 住民税課税情報の照会 3 課税データ、給与所得者の異動等の入力 4 納税通知書の出力	地方税法等の規定に則り、住民税の非課税、異動、開合や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 課税開票の照会 2 住民税課税情報の照会 3 課税データ、給与所得者の異動等の入力 4 納税通知書の出力 5 納税通知書の照会 6 納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 5 約年々からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 7 住在外課税に係る通知及び所得開示 8 情報提供の要求(特定個人情報を原本として中間サーバーに登録し、情報提供プラットフォーム)に接続して特定個人情報の照会と情報提供を行う。	事後	時点修正
平成26年7月1日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条 第1項 別表第一の16の項 第9条 第3項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条 第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務者で定める事項(別表第一※) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一※第16条	事後	時点修正
平成26年7月1日	1 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○情報開示の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第27項以下(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1主務者で定める事項及び情報伝送命令令(平成26年内閣府・総務省令第7号、以下「内閣府・総務省令」という。第20条) ○情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 46, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85, 92, 97, 99, 102, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119第1項以下(内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3※別表第二の第29, 71, 115項に係る主務者	○情報開示の根拠 番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 ○情報提供の根拠 別表第二における情報提供の根拠 第三項(情報提供者)が「市町村長」のうら、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 46, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120)	事後	時点修正
平成26年7月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署、担当職員	税務課長 小林 和弘	税務課長 小林 和弘	事後	時点修正
平成26年7月1日	2 問い合わせ項目、1 対象人数、いつ時点の計数か	平成29年6月16日 時点	平成31年1月19日 時点	事後	
平成26年7月1日	2 問い合わせ項目、2 対象人数、いつ時点の計数か	平成29年6月16日 時点	平成31年1月19日 時点	事後	
平成26年7月1日	IV リスト対象	なし	新規記入	事後	